

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会 コメディカル部会会則

2013年 7月 10日 制定
2015年 12月 6日 改訂
2016年 8月 26日 改訂
2017年 11月 17日 改訂
2018年 11月 4日 改訂
2019年 7月 5日 改訂
2022年 11月 25日 改訂

第1章 総則

(名称・構成)

第1条 一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会 (Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics : 以下、「CVIT」とする) は、全てのコメディカル会員で構成されるコメディカル部会 (以下、「本部会」とする) を設置する。本部会の運営はコメディカル委員会に從属する。

(事務局)

第2条 本部会の主たる事務所を東京都中央区 (CVIT 事務局内) に置く。

(支部)

第3条 本部会は CVIT 定款細則第17条に定める支部を置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本部会は、医師と協働し患者を中心としたチーム医療を実践することを目的とする。また、コメディカル職種相互の知識、技術の向上および職種間の連携、他学会や関連団体との連携を強化し、カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 第4条に定める本部会の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) コメディカル学術集会実行委員長の選出と学術集会のサポート
- (2) 学会誌への投稿参加・編集
- (3) コメディカル全体に対する啓蒙活動
- (4) 心血管インターベンション技師 (ITE) およびインターベンションエキスパートナース (INE) 資格試験、資格維持のための講習会、試験問題作成、スキルアップセミナー等の検討およびコメディカル委員会のサポート
- (5) タスク・シフト/シェアの推進
- (6) その他、本部会の目的を達成する為に必要とされる事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本部会の会員とは、CVITの事業に賛同して入会したコメディカル会員 (看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・薬剤師・栄養士・理学療法士・運動療法士・健康運動指導士・事務職員、クリニカルコーディネーター等) で構成される。

(入会手続き)

第7条 本部会の会員（comedical会員）になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入の上、該当年度の年会費を添えて、CVIT事務局に申し込まなければならない。

(入会日)

第8条 入会日は入会承認年度の4月1日とする。

(入会承認と告知)

第9条 理事会が承認した本部会会員についての本人への通知は行わない。

(本部会会員の権利)

第10条 本部会会員には、以下の権利がある。

- (1) 本学会の学術集会、地方会において研究成果を発表すること。
- (2) 本学会の総会議事の要領及び決議した事項について、会告にて通知を受けること。
- (3) 本学会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

(年会費)

第11条 本部会の会員は定められた年会費を支払わなければならない。

年会費：2,000円

- 2 本部会の会員は、所定の額の年会費をその事業年度開始の日の前日までに納めなければならない。
- 3 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(休会)

第12条 本部会の会員で、休会を希望する場合は、休会申請書を提出することにより、休会することができる。

- 2 休会期間は、本部会会員として、入会年数の計算に算入することはできない。
- 3 本学会の休会を認められた者は、本学会に在籍したまま会費の支払いを免除される。復会は、年会費の納入を行うことで本部会会員の権利を行使できる。
- 4 休会の期間は、最長3年までとする。

(学会復帰)

第13条 休会した部会員は、休会の理由がなくなったときは、すみやかに理事長に願出なければならない。

休会期間終了後、復会届または退会届の願出がなく、休会から3年以上経過したときは請求書を発行する。

(会員資格の喪失)

第14条 本部会の会員が次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出を行い、受理されたとき
- (2) 年会費の滞納があったとき：2年間年会費の納入がない時には滞納が生じた年度より会員資格を喪失する。
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 成人被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) CVITが解散したとき
- (6) 本部会が解散したとき
- (7) 除名されたとき

(退会)

第15条 本部会の会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長宛に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第16条 本部会の名誉を傷つけ、または本部会の目的に反する行為のあった会員および第14条(2)に該当した場合は、理事会、代議員総会の決議によりこれを除名することができる。

第4章 役員

(役員会)

第17条 本部会は以下のとおり役員を置く。

- (1) 部会長：1名
- (2) 副部会長：1名
- (3) 部会役員：各支部より心血管インターベンション技師（ITE）資格、インターベンションエキスパートナース（INE）資格、日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師（JAPIR）資格のいずれかを保持している者を3名以内選出し、定員を25名とする。
- (4) コメディカル学術集会実行委員長：1名

(役員を選出)

第18条 部会役員は、初回選任年度の4月1日時点で61歳未満であり、次項に示すとおりとする。

- (1) 第17条(3)の部会役員は、各支部より3名以内（うち代表者1名を含む）を選出する。また、コメディカル委員会および理事会の承認を得る。
- (2) 各支部より選出された部会役員の中から互選により部会長を決定する。
- (3) 部会長が副部会長を任命する。
- (4) 必要な事業に応じて、役員会決議により、部会役員を定員の25名まで増やすことができる。推薦された部会役員の年齢および資格は問わない。部会役員の補充は、コメディカル委員会および理事会の承認を得る。
- (5) コメディカル学術集会実行委員長は学術集会会長の推薦とし、部会役員の定員には含まれない。また、コメディカル学術集会実行委員長の年齢および資格は問わない。

(役員任期)

第19条 部会役員の任期は以下のとおりとする。

- (1) 部会役員の任期は、改選が行われた年の選任から4年後の定時代議員総会終結時までとする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 任期満了に伴う役員交代については、新たに選任された部会役員が就任するまで、前部会役員の責務において活動を行うものとする。
- (3) コメディカル学術集会実行委員長の任期は、学術集会終了日から次回学術集会終了日までとする。

(役員定年)

第20条 部会役員の定年については、事業年度開始の4月1日時点で、満64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとし、再任はしない。

(役員職務)

第21条 部会長は本部会の会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長が何らかの理由により職務遂行が困難な場合にその職務を代理し行う。
- 3 部会役員は、本部会の目的を達成する為の事業の企画・検討・運営を行う。
- 4 コメディカル学術集会実行委員長は、学術集会時のコメディカル部門を主宰する。

(事業計画)

第22条 部会役員は、年次毎の事業計画およびそれに伴う予算を建て、コメディカル委員会にて検討を行い、財務委員会および理事会の承認を得る。

第5章 会則の変更・解散

(会則の変更)

第23条 この会則の改廃は、部会役員会で検討し、コメディカル委員会および理事会の承認を得て行う。

(解散)

第24条 本部会の解散については、部会役員会で協議し、その時点における本部会コメディカル会員数の4分の3以上の議決を経て、理事会および代議員総会の承認を得るものとする。